

会員の皆様へ重要なお知らせ

公益社団法人への名称変更等について

当協会は、平成23年12月1日付で「公益社団法人 不動産保証協会」への移行登記を完了いたしました。

移行登記に伴い、今後、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第9条第3項の規定に基づき「公益社団法人 不動産保証協会」の名称を用いることとなります。

つきましては、次の事項にご留意いただきたくお知らせいたします。

宅地建物取引業法第35条の2（供託所等に関する説明）に関する「保証協会の名称」の表示変更について

供託所等に関する説明については、重要事項説明書に記載し取引主任者をして宅地建物取引の相手方等に説明するようお願いしているところです。

当該説明事項のうち会員の所属する保証協会の名称については、「公益社団法人 不動産保証協会」と表示の変更をお願いいたします。

なお、皆様が独自で作成されている名刺、ホームページ、各種印刷物等に「社団法人 不動産保証協会」との名称を記載している場合には、速やかに「公益社団法人 不動産保証協会」と名称を変更するようお願いいたします。

◇重要事項説明書の記入例◇

供託所等に関する説明

説明事項	説明内容			
① 宅地建物取引業保証協会の名称及び住所	名称	公益社団法人 不動産保証協会	住所	東京都千代田区紀尾井町3番30号
② 宅地建物取引業保証協会の事務所の所在地	公益社団法人 不動産保証協会北海道本部 札幌市中央区南4条西6丁目11-2 全日ビル2階			
③ 弁済業務保証金の供託所及びその所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号(九段第2合同庁舎)			